

## 監護の分掌の Q&A

Q	A
<p>子の親権者を父母双方（共同親権）として離婚しましたが、教育に関する事項全般について折り合いがつきません。どうすればよいでしょうか。</p>	<p>監護の分掌の手続を利用し、教育に関する事項を分掌（分担）する親を定めるよう求めることができます。</p> <p>→申立手続等については、「監護の分掌」をご覧ください。</p>
<p>教育に関する事項を分掌する親は、単独で子に代わって在学契約を締結することができますか。</p>	<p>教育に関する事項を分掌する親であっても、法定代理（子が契約当事者となる場合に子を代理すること）による契約締結を単独で行うことはできません。</p> <p>このような場合、教育に関する事項を分掌する親が進学先を含む教育全般の方針について単独で決定できることも踏まえて、父母が共同して法定代理による契約締結を行えるよう父母間で話しをすることが望ましいですが、父母間で協議が調わない場合には親権行使者指定の手続を利用することもできます。</p> <p>→申立手続等については、「親権行使者指定」をご覧ください。</p> <p>なお、子の在学契約の契約当事者が親である場合には、教育に関する事項を分掌する親は、単独で在学契約を締結することが可能です。</p>